

亀山市公告第16号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、次の対象区域内の建築物に係る同法第86条第1項の規定による認定を取り消したので、同法第86条の5第4項の規定により公告する。

平成31年2月22日

亀山市長 櫻井 義之

1 認定年月日

昭和51年3月19日

2 対象区域

亀山市住山町字下古野2番及び23番、字葛城64番並びに字堤ヶ谷409番2の各一部

3 認定を取り消した日

平成31年2月20日